

災害時における機械設備の応急業務に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県空調衛生設備工業協会（以下「乙」という。）は、地震・風水害・その他の災害等（以下「災害」という。）が発生し、災害対策本部が設置された場合において、県の災害対応の拠点となる施設等に係る給排水・衛生・空調設備（以下「機械設備」という。）を対象として、乙が社会貢献活動の一環として実施する機能保全および復旧等の応急対策に関わる業務（以下「応急業務」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の災害対応体制確立に係る機械設備の早期復旧に乙が協力することにより、県民の安全・安心を確保することを目的として、甲が乙に応援要請を行うために必要となる事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 応急業務の対象とする施設は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部設置庁舎（危機管理センター）
- (2) 災害対策各地方本部設置庁舎（大津土木事務所を除く各土木事務所）
- (3) 大津土木事務所
- (4) 成人病センターおよび小児保健医療センター

（応急業務の内容）

第3条 応急業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 機械設備に関する被害状況の調査
- (2) 機械設備に関する応急対策工事（ただし、応急対策工事とは、当該設備を使用上支障のない程度に回復させることであり、本格的な復旧工事は含まない。）
- (3) その他甲が必要と認める機械設備に関する応急業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援を要する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急業務の内容
- (4) その他必要な事項

（報告）

第5条 乙は、前条の要請に基づき応急業務を実施したときは、甲に対し、速やかに次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 実施した業務の内容および場所
- (2) 業務に要した人員および期間
- (3) 業務に使用した機材および稼働期間
- (4) 消費した資機材、燃料
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 この協定に基づく応急業務の実施に伴う経費のうち、第3条第1号については乙の負担とし、第2号および第3号については、原則として甲の負担とする。

(費用の積算)

第7条 応急業務に要した費用の積算は、乙から提出のあった報告書に基づき、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲が積算するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第3条第2号および第3号の応援を要請したときは、応急業務にあたる乙の会員と別途契約を締結するものとする。

(災害補償)

第9条 第4条の要請に基づき応急業務に従事した者が、当該業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合におけるその者の損害については、甲はその責任を負わないものとする。

(連絡窓口)

第10条 乙は甲に対し、甲が応援要請する場合の緊急連絡先を書面により提出するものとし、それに変更があった場合は、速やかに報告するものとする。甲が応援要請を行う窓口は、防災危機管理局とする。

(協定の期間および更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間更新されるものとする。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

平成29年11月1日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大 造



乙 滋賀県大津市松山町9番11号

一般社団法人滋賀県空調衛生設備工業協会
会長 大崎 裕 士

